

行う必要のある主な公的な手続リスト

※故人の状況や住所地により、申請先が異なる場合があります。
※外部リンク先のHPが変更になる場合があります。

期限	内容	申請先	外部リンク
亡くなった事実を知った日から 7日以内 (国外は3か月以内)	死亡届	故人の死亡地、本籍地または 届出人の住所地の市町村窓口	
	火葬許可申請、埋葬許可申請		
亡くなった日から10日以内	厚生年金の手続 (死亡届の提出)	届出人の住所地を管轄する 年金事務所	年金事務所 一覧・所在地 お問い合わせ： 年金相談センター
亡くなった日から14日以内	国民年金の受給停止		
	国民健康保険資格喪失の手続 (資格喪失、保険証の返還)	届出人の住所地の市町村窓口	
	介護保険資格喪失届 (介護保険被保険者証、限度額認定証、 負担割合証の変換)	故人の住所地の市町村窓口	
	世帯主変更届	届出人の住所地の市町村窓口	
	在留カードの返納	住所地を管轄する 地方出入国在留管理官署	在留カードの 返納について
亡くなった日の翌日から15日以内	児童手当の受給者変更	請求者の住所地の市町村窓口	
相続が開始したことを知った日から 3か月以内	相続放棄または熟慮期間の伸長	故人の住所地を管轄する 家庭裁判所	県内家庭裁判所 一覧
	相続放棄とは		県内裁判所所在地
相続が開始したことを知った日の 翌日から4か月以内	所得税の準確定申告、納税 準確定申告とは	故人の住所地を管轄する 税務署	県内税務署一覧 ・所在地
亡くなった日の翌日から 6か月以内	未支給失業等給付の請求	ハローワーク	県内ハローワーク 一覧・所在地
亡くなった事実を知った日の 翌日から10か月以内	相続税の申告、納税	故人の住所地を管轄する 税務署	県内税務署一覧 ・所在地
診療月の翌月の 初日から2年以内	高額療養費の支給申請	国民健康保険の場合 故人の住所地の市町村	
		健康保険の場合 加入していた健康保険組合	

期限	内容	申請先	外部リンク
亡くなった日の 翌日から2年以内	国民年金の死亡一時金の請求	請求者の住所地の市町村の 国民年金担当窓口 または年金事務所	年金事務所 一覧・所在地 お問い合わせ： 年金相談センター
	(健保)埋葬料の請求	健康保険組合 または年金事務所	
葬儀を行った日の 翌日から2年以内	(国保、後期高齢) 葬祭費の請求	請求者の住所地の市町村の 国民健康保険窓口 または後期高齢者医療担当窓口	
不動産の相続を知った日から 3年以内	不動産登記の相続手続	不動産の所在地を管轄する 法務局	法務局 一覧・所在地
亡くなった日の翌日から5年以内	遺族年金の請求	国民年金の場合 請求者の住所地の市町村の 国民年金担当窓口	
		厚生年金の場合 請求者の住所地を管轄する 年金事務所	年金事務所 一覧・所在地 お問い合わせ： 年金相談センター
受給権者の年金の支払日の 翌月の初日から5年	未支給年金の請求	年金事務所	年金事務所 一覧・所在地 お問い合わせ： 年金相談センター
そのほか	運転免許証の返納 更新連絡書等の通知停止申請	警察署、運転免許センター または試験場	
	パスポートの返納	国内 都道府県パスポートセンター等 国外 日本大使館または総領事館	
そのほか公的なもの以外に 必要な手続	預貯金の相続手続		
	公共料金の引き落とし口座変更など		
	クレジットカードの解約		
	生命保険の受け取り手続	生命保険会社	
	債務、ローンなどの整理	消費生活センター	
	遺言状の開封	弁護士、司法書士	
	勤務先、学校などへの連絡		